

# ちょっと MAC通信

人と企業のトータルブレーン

平成23年10月21日 第62号

(株) マックブレーン  
渡邊税理士事務所・藍エフピー  
飯嶋百治経営研究所  
TEL 06-6359-8812  
FAX 06-6359-8799  
HP <http://www.e-adviser.jp/mac/>  
E-mail [macmac@mac-8812.co.jp](mailto:macmac@mac-8812.co.jp)

雇用調整助成金の支給要件が緩和されました！！

昨今の円高の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の特例が設けられました。

雇用調整助成金は、事業主が雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当などの事業主負担相当額の一定割合を助成する制度です。

円高の影響を受けた事業主で、雇用調整助成金を利用する対象期間の初日が平成23年10月7日以降である事業主の方が対象となります。

～特例～

- ① 生産量等の確認期間を 最近3か月 → 最近1か月に短縮
- ② 最近1か月の生産量等が、その直前の1か月又は前年同期と比べ原則として5%以上減少する見込みである事業所も対象とする。  
(ただし、支給決定の際に実際に減少していなかった場合は、支給対象外となります。)

助成金の支給にあたっては、いくつか要件がありますので、詳細については、管轄の労働局又はハローワークにお問い合わせください。

～お知らせ～

この度、当社は、現事務所 和光ビル2Fから同ビル3Fへ引越すことになりました。

11/7(月)から新事務所でお営業する予定です。